

契約内容

1. 利用者への補償について

接続事業者は、本サービスに関して利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、本サービスに係る契約に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、本サービスに係る契約に従い、利用者に生じた損害を賠償又は補償する。

2. 接続事業者における利用者情報の取扱いおよび当行が行う措置

接続事業者は、利用者情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ本サービスに係る契約に従って取り扱うものとする。接続事業者は、利用者情報を本サービスのためにのみ使用するものとし、本銀行機能による銀行への指図（指図の内容のみを含む。）の伝達は本サービスの遂行過程のみで行うものとする。

接続事業者は、本サービスに関し、コンピュータウィルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を、接続事業者の費用と責任において行うものとする。

当行が、接続事業者の業務の健全かつ適切な運営が確保されていないおそれがあると認めた場合、利用者の利益を害するおそれがあると認めた場合、又は利用者の保護を図る必要がある場合、接続事業者に対して、本銀行機能連携を停止し、又は本契約を解除することができるものとする。

3. 「連鎖接続先」における利用者情報の取扱いにおいて、接続事業者が行う措置および当行が行う措置について

接続事業者は、連鎖接続先に対し、接続事業者と同等の義務を負わせ、連鎖接続先の費用と責任においてこれを遵守させる。

接続事業者は、連鎖接続先に対し、当該連鎖接続先のセキュリティ、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために、連鎖接続先との間で連鎖接続の方法及び内容に関して契約を締結し、必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行うものとする。

当行は、連鎖接続先に義務の不履行があり、又は、接続事業者が連鎖接続先に対するかかる指導若しくは改善を適切に行っていないと判断するときは、接続事業者に当該連鎖接続先との連鎖接続の停止を求めることができるものとし、又は接続事業者が相当期間内に当該連鎖接続先との連鎖接続を停止しない場合に本銀行機能連携を制限若しくは停止することができるものとする。

※「連鎖接続先」とは、銀行法施行規則第34条の64の9第3項に規定される電子決済等代行業再委託者をいう。